

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 27 年 12 月 3 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500613号  
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1500010号

## 第1 結論

昭和41年4月11日から昭和46年1月26日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年4月11日から昭和46年1月26日まで

支給済期間 : ① 昭和41年4月11日から昭和44年2月9日まで  
② 昭和44年11月10日から昭和46年1月26日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、A社及びB事業所に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みと記録されていることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続をした記憶はなく、受け取った記憶もないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

脱退手当金は、最後に厚生年金保険に加入した事業所を管轄する社会保険事務所(当時)が処理を行うところ、B事業所に係る事業所別被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある上、請求期間に係る脱退手当金は、A社とB事業所における厚生年金保険の加入期間を通算して計算されており、その支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、請求者は、B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和46年1月26日に喪失した後、国民年金被保険者資格を取得しているが、当該取得手続は国民年金手帳記号番号払出簿によると、同事業所を退職した約5年後に行われたと考えられることから、脱退手当金の支給決定日である昭和46年11月30日時点において、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。